

自動車税の災害による減免制度について

大阪府では、災害により自動車に被害を受けた方について、下記の減免制度があります。
詳しくは、担当の府税事務所又は自動車税事務所までお問い合わせください。

1 自動車税

(1) 被災した自動車を修理して使用する場合

被害を受けた自動車を修理して使用される場合、修理が完了した日から 60 日以内に申請いただくことにより、修理に要した期間の月数に応じて自動車税を減免します。

なお、減免する月数は、16 日以上を 1 月として計算します。(16 日未満は切り捨てます。)

(2) 被災した自動車を抹消登録する場合

災害により使用できなくなった自動車は、速やかに運輸支局で自動車の抹消登録手続きを行ってください。抹消登録した月の翌月から月割で減額(還付)します。

なお、被災によりやむを得ず運輸支局での抹消登録が遅れた場合、抹消登録した日から 60 日以内に申請いただくことにより、災害により被害を受けた日の翌月分以降の自動車税を減免します。(永久抹消登録又は解体されたものに限りません。)

※災害により被害を受けた日と抹消登録日が同月である場合は、減免申請は不要です。

	条件	申請場所	申請期限	必要書類	減免制度
自動車税	(1) 被災自動車の修理	各府税事務所	修理完了の日から 60 日以内	・減免申請書 ・被災証明書 ・修理期間を証する書面	修理に要した期間の月数 に応じて自動車税を減免
	(2) 被災自動車の抹消登録が遅れた場合	各府税事務所	抹消登録をした日 から 60 日以内	・減免申請書 ・被災証明書 ・解体証明書 ※	被災された日の翌月から 抹消登録をした月までの 自動車税を減免

※永久抹消登録済みの場合は、解体証明書の提出は不要です。

■府税事務所(自動車税の軽減措置の窓口)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当地域
中央	06 (6941) 7951 FAX 06 (6941) 7934	540-0008	大阪市中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号 (大阪府新別館北館)	大阪市 中央区、福島区、此花区、西区、港区、大正区、西淀川区、都島区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区 北区、淀川区、東淀川区 天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区
なにわ北	06 (6362) 8611 FAX 06 (6362) 6760	530-8502	大阪市北区西天満 3 丁目 5 番 24 号	
なにわ南	06 (6775) 1414 FAX 06 (6775) 1363	543-8533	大阪市天王寺区伶人町 2 番 7 号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	
三島	072 (627) 1121 FAX 072 (627) 1327	567-8515	茨木市中穂積 1 丁目 3 番 43 号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊能	072 (752) 4111 FAX 072 (752) 4124	563-8588	池田市城南 1 丁目 1 番 1 号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉北	072 (238) 7221 FAX 072 (238) 7244	590-8558	堺市堺区中安井町 3 丁 4 番 1 号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町

泉 南	072 (439) 3601 FAX 072 (439) 3706	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南河内	0721 (25) 1131 FAX 0721 (25) 1194	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
中河内	06 (6789) 1221 FAX 06 (6789) 2704	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北河内	072 (844) 1331 FAX 072 (846) 3988	573-8501	枚方市岡東町19番1号 ステーションヒル枚方オフィスB 9階	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

★上記お問合せ先のファックス番号は、お問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんので、ご注意ください。
 なお、電話でのお問合せは、**大阪自動車税事務所 本所 (06-6775-1361)** でも承っています。

★軽自動車税にかかる軽減措置については、お住いの市町村へお問い合わせください。